

令和4年7月

お客さま各位

東京ベイ信用金庫

定期預金等の中途解約利率(期限前解約利率)計算方法等の変更に伴う預金規定改定について

日頃は格別のお引き立てに預かり厚く御礼申し上げます。

さて、下記定期預金等につきましては、令和4年8月8日から期限前解約(中途解約)する場合の期限前解約利率(中途解約利率)等の計算方法を変更するため、預金規定を一部改定させていただきますので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

ご不明な点がございましたら、お取引店へお問い合わせください。

記

1. 定期預金の改定

(1) 改定内容

期限前解約(中途解約)する場合、所定の期限前解約利率(中途解約利率)を適用していますが、その利率が普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率を適用させていただきます。

改定後	改定前
満期日前に解約する場合は、各預金規定で定めた預入期間に応じた解約利率(小数点第4位以下は切捨てます。 <u>ただし、預入期間に応じた利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率を適用するものとします。</u>)によって計算します。	満期日前に解約する場合は、各預金規定で定めた預入期間に応じた解約利率(小数点4位以下は切捨てます。)によって計算します。

(2) 改定となる預金規定

上記の変更に伴い、以下の預金規定を改定いたします。

- ① 期日指定定期預金規定
- ② 自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)
- ③ 自由金利型定期預金規定(大口定期)
- ④ 変動金利定期預金規定
- ⑤ 積立定期預金規定
- ⑥ 財産形成預金規定(財産形成積立定期預金規定)

- ⑦ 財形住宅預金規定
- ⑧ 財形年金預金規定

なお、上記改定に伴い、改定後の預金規定の詳細は、当金庫ホームページ「各種規定等のご案内」でご確認いただきますようお願いいたします。

2. 定期積金の改定

(1) 改定内容

契約期間中に掛金総額に達しない場合、または満期日前の解約をする場合、所定の利率を適用していますが、その利率が普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率を適用させていただきます。

改定後	改定前
<p>契約期間中に掛金総額に達しない場合、または満期日前の解約をする場合は、以下の利率により計算したお利息とともに払戻いたします。</p> <p>①初回払込日から満期日(掛金総額に達しない場合)または解約日までの期間が6か月未満の場合……解約日の普通預金利率</p> <p>②初回払込日から満期日(掛金総額に満たない場合)または解約日までの期間が6か月以上の場合……約定年利回り×60%</p> <p><u>(小数点第3位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率を適用するものとします。)</u></p>	<p>契約期間中に掛金総額に達しない場合、または満期日前の解約をする場合は、以下の利率により計算したお利息とともに払戻いたします。(小数点第3位以下切捨て)</p> <p>①初回払込日から満期日(掛金総額に達しない場合)または解約日までの期間が6か月 未満の場合……解約日の普通預金利率</p> <p>②初回払込日から満期日(掛金総額に満たない場合)または解約日までの期間が6か月以上の場合……約定年利回り×60%</p>

(2) 改定となる預金規定

① 定期積金規定

なお、上記改定に伴い、改定後の預金規定の詳細は、当金庫ホームページ「各種規定等のご案内」でご確認いただきますようお願いいたします。

3. 改定日

令和4年8月8日(月)

以 上